

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2021 年 6 月 3 日

ヨシコン株式会社

2021 年 6 月 3 日

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目 4 番地の 12

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉田 尚洋

ヨシコン株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の完全子会社である株式会社 YCK（以下「YCK」といいます。）とは、当社を分割会社とし、YCK を承継会社として、当社の設計監理に関する事業および建築工事請負に関する事業の権利義務を、2021 年 6 月 26 日を効力発生日として、YCK に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を、同年 5 月 20 日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

YCK は、本吸収分割に際して、株式、金銭、その他の財産を交付しないため、該当事項はありません。

3. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. YCK の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 のとおりです。

5. YCK において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

YCK において成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及び YCK の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社及び YCK の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及び YCK の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

したがって、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

ヨシコン株式会社（以下「甲」という。）と株式会社YCK（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、吸収分割の方法により、乙に対して、甲のエンブルマネジメント事業本部において営む以下の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる。

- （1） 設計監理に関する事業（プランニング部）
- （2） 建築工事請負に関する事業（コンストラクション部）

（分割当事者）

第2条 吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

- （1） 甲（吸収分割会社）

商号：ヨシコン株式会社

住所：静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

- （2） 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社YCK

住所：静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

（分割対価）

第3条 乙は、本件分割に際して、乙が承継する権利義務の対価として何ら金銭、株式、その他の財産を交付しないものとする。

（乙の資本金等）

第4条 本件分割により乙の資本金、資本準備金、利益準備金の額は、増加しないものとする。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2021年6月26日とする。但し、分割手続の進行の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い変更することができる。

（承継する権利義務）

第6条 乙は、本件分割の効力発生日において、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、債務・負債、雇用契約、許認可、その他の権利義務を甲より承継する。

2 甲から乙が承継する債務は、甲から重疊的に承継するものとし、甲は、第5条に定める効力発生日以後、当該債務について、乙と連帯して、その弁済・履行の責任を負うものとする。ただし、当該債務について、甲が弁済その他の負担をした場合は、甲は、乙に対して、その負担の全額について求償することができるものとする。

(分割の承認等)

第7条 甲は会社法第784条第2項に基づき、乙は会社法796条第1項に基づき、それぞれ本件分割について株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行うものとする。乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行うものとする。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(競業禁止義務)

第10条 甲は競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

(会社分割の条件の変更等)

第11条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲の本件事業、財産状況若しくは経営状態または乙の財産状況若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、またはやむをえない事情が発生したときは、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

(協議)

第12条 本契約に定めるもののほか、吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で誠実に協議のうえ決定する。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲と乙が記名捺印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2021年5月20日

(甲) 静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

ヨシコン株式会社

代表取締役 吉田 尚洋



(乙) 静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

株式会社YCK

代表取締役 大塚 達郎



別紙 承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に関して有する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産および負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に関して有する資産。

2. 承継する債務・負債

本件事業に関して有する負債。

3. 承継する雇用契約等

本件事業に主として従事する甲の従業員（パートおよびアルバイトを含む）に係る労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

4. 承継する契約関係

本件事業に関する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

5. 承継する許認可その他の権利義務

- ・ 特定建設業許可 許可番号 静岡県知事許可（特－２９）第１９２１５号
- ・ 本件事業に属する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。
（第１条参照）

以 上



別紙 2

株式会社YCK 開始貸借対照表

2021年4月1日

単位(円)

借方		貸方	
現預金	100,000,000	資本金	100,000,000